

教育本部内規

- 1 本連盟規約第 34 条第 3 項の規定および業務運営要領第 11 の規定に基づき、教育本部内規を定める。
- 2 業務運営要領第 7 に規定された業務は、次の部が担当し、これを処理する。
 - (1) 庶務企画部
 - ア 教育本部の予算及びその執行と清算に関すること
 - イ 教育本部の事業計画に関すること
 - ウ 教育本部の会議及び連絡調整に関すること
 - エ 教育本部の広報に関すること
 - オ 文書や記録の整理保存に関すること
 - カ 教育本部の物品管理に関すること
 - キ 各部に属さない教育本部所管事項に関すること
 - (2) 指導普及部
 - ア 教育本部研修会及び指導員研修会に関すること
 - イ スキー指導者の育成及び強化に関すること
 - ウ デモンストレーター育成と活動に関すること
 - エ 指導員、準指導員の受験者資格等の実施に関すること
 - オ 公認検定員クリニックに関すること
 - カ スキーの指導普及に関すること
 - キ 指導普及部の行事及び予算に関すること
 - ケ その他スキーの指導普及に関すること
 - (3) 検定部
 - ア 準指導員検定に関すること
 - イ 公認検定員の検定に関すること
 - ウ スキー技術選手権に関すること
 - エ 技術員の選出に関すること
 - オ スキーバッチテストに関すること
 - カ 公認検定員資格に関すること
 - キ 検定部の行事及び予算に関すること
 - (4) 安全対策部
 - ア 公認スキーパトロールの育成指導に関すること
 - イ 公認スキーパトロールの研修及び検定資格に関すること
 - ウ 指導員、準指導員の受験者資格等の実施に関すること
 - エ スキー及びスノーボードの傷害防止の調査研究に関すること
 - オ 傷害保険等の啓発に関すること

カ 安全対策部の行事及び予算に関すること

キ その他安全対策に関すること

- 3 教育本部は、担当理事及び部を担当する部員をもって構成する。
- 4 教育本部の会議は、本部長が召集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。
- 5 この内規は、昭和49年10月5日から執行する。
平成8年11月16日一部改正
平成16年10月30日一部改正
平成19年10月27日一部改正